

## 議案第 26 号 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項中「その子」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この項及び次条において同じ。）」を加え、同条第2項中「規定する者を」を「規定する要介護者を」に、「その子」を「その子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この項及び次条において同じ。）」に、「第16条第1項に規定する者（）」を「要介護者（第16条第1項に規定する要介護者をいう。）」に、「「要介護者」という」を「同じ」に、「育児」を「育児を」に、「「介護」を「「介護を」に改める。

第9条の4第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「規定する者を」を「規定する要介護者を」に、「第16条第1項に規定する者（以下この項及び第3項において「要介護者」という）」を「要介護者（第16条第1項に規定する要介護者をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ）」に、「前項中」を「第2項中「3歳に満たない子のある学校職員が当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある学校職員が当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中」に改める。

第12条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第16条第1項中「学校職員が」の次に「要介護者（）」を、「もの」の次に「をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）」を、「ため、」の次に「教育委員会が、人事委員会規則の定めるところにより、学校職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第1項において「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続す

る6月の期間」を「指定期間」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、学校職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

第17条第2項中「前条第3項」を「第16条第3項」に改め、「前項の」を削る。

第18条の見出しを「(病気休暇等の承認)」に改め、同条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附則第6条中「の規定の」を「(第16条の2第3項及び第17条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の」に、「同項」を「第16条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の規定により介護休暇の承認を受けた学校職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、教育委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該学校職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

## 説 明

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に鑑み、学校職員について、介護休暇の取得可能期間を分割して取得することができるようにする等の措置を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。